

株 主 各 位

大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社  
取締役社長 森 田 豊

## 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。  
さて、当社第136期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。  
なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。次頁のご案内に従って平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区北浜四丁目5番33号  
住友ビルディング11階会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第136期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第136期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役13名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 役員賞与支給の件
4. 議決権行使についてのご案内  
電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。
5. 株主様へのお願い  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

以 上

（株主様へのお知らせ方法）

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（[http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi\\_html/sokai.html](http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html)）において、掲載することによりお知らせいたします。

## 《議決権行使についてのご案内》

1. 書面（議決権行使書郵送）による議決権行使  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成19年6月27日（水曜日））午後5時までに到着するようご返送ください。
2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成19年6月27日（水曜日））午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5以上またはNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

Netscapelは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。ようお願ひ申し上げます。

当社証券代行部	専用ダイヤル		0120 - 186 - 417	（24時間受付）
<住所変更等用紙の請求>			0120 - 175 - 417	（24時間受付）
<その他の照会>			0120 - 176 - 417	（平日：午前9時～午後5時）

3. 機関投資家向け議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社（株式会社ICJ）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 1. 当社の現況に関する事項

## (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

## 〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループ（当社、連結される子会社及び子法人等ならびに持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等）は、信託銀行業を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、投信委託等の金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンク等に至る幅広いサービスの提供を行っております。グループ会社のうち、連結される子会社及び子法人等は34社、持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等は7社であります。当社グループの事業にかかわる位置付け及び事業の種類別セグメントにつきましては、次のとおりであります。なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

事業の種類別セグメント	所在地	主要な会社名
銀行信託事業	国内	住友信託銀行株式会社 連結される子会社及び子法人等8社 持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等5社 【主要な会社名】 住信振興株式会社 住信保証株式会社 住信ビジネスサービス株式会社 日本T Aソリューション株式会社 住信情報サービス株式会社 株式会社S B I住信ネットバンク設立準備調査会社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 人事サービス・コンサルティング株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株式会社
	海外	住友信託銀行株式会社 連結される子会社及び子法人等8社 【主要な会社名】 The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd. Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A. STB Preferred Capital (Cayman) Ltd. Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.) STB Preferred Capital 2 (Cayman) Ltd. STB Preferred Capital 3 (Cayman) Ltd.

事業の種類別セグメント	所在地	主要な会社名
リース事業	国内	連結される子会社及び子法人等 5 社 【主要な会社名】 住信リース株式会社 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
金融関連事業	国内	連結される子会社及び子法人等 9 社 持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等 2 社 【主要な会社名】 ファーストクレジット株式会社 すみしんウェルスパートナーズ株式会社 住信不動産投資顧問株式会社 すみしんライフカード株式会社 住信カード株式会社 住信インベストメント株式会社 住信アセットマネジメント株式会社 株式会社住信基礎研究所 すみしん不動産株式会社 ビジネクスト株式会社 トッブリート・アセットマネジメント株式会社
	海外	連結される子会社及び子法人等 4 社 【主要な会社名】 STB Omega Investment Ltd.

- (注) 1. は連結される子会社及び子法人等、 は持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等であります。  
2. 住信リース株式会社の子会社化に伴い、事業の種類別セグメントの見直しを行った結果、当年度より事業の種類別セグメントにリース事業を追加しております。

#### 〔金融経済環境〕

当期のわが国経済をみますと、期を通じて設備投資と輸出が順調に増加して国内景気を牽引し、平成14年に始まった今回の景気拡大局面は、いざなぎ景気を超えて戦後最長となりました。こうした経済情勢のもと、日本銀行は期中2回の政策金利引き上げを行いました。株価は、一時的に下落する局面もありましたが、期末の日経平均株価は1万7千円を上回りました。

米国では、住宅建設の減少によって景気拡大ペースが鈍化しましたが、雇用環境が良好な状態を維持したため、個人消費は順調な伸びを続けました。

金融界では、金融商品取引法が昨年6月に成立する等、利用者保護のための体制整備が進められ、また昨年12月には改正信託法が成立し、より多様な信託サービスを提供することが可能となりました。

## 〔企業集団をめぐる事業の経過及び成果〕

このように金融経済環境が変化する中、当社グループは「お客様本位No. 1のトップクオリティ・トラストバンク・グループ」をめざして、お客様からの信頼の向上と企業価値のさらなる拡大を図り、社会と自らの持続的成長に努めるべく、経営システムの変革、連結事業戦略及び提携戦略を遂行してまいりました。

中核となる当社では、事業部制を一部見直し、リテール事業部門とホールセール事業部門を「顧客グループ」に統合して、従来の5事業部門を1グループ3事業部門に再編しました。顧客グループをすべてのお客様を担当する窓口とすることで「お客様本位」の事業運営をさらに徹底し、付加価値の高いサービスの提供に努めてまいりました。また、事業展開や業務内容の多様化・高度化が進むとともに、新たな規制導入等により環境が大きく変化していく中、顧客グループのコンプライアンス態勢の強化、顧客保護及び顧客満足度の向上に向けた態勢の拡充、リスク管理運営の一部見直しを始め、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢等のさらなる充実に取り組みました。

当社グループ全体では、連結事業戦略を一段と強化し、グループ内各社の競争力・収益力の伸長と、会社間シナジーの発揮を通じたグループ収益力の向上を図りました。併せて、グループ横断でのコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の整備と拡充、内部監査支援体制の構築等、グループ経営基盤の強化にも注力しました。

昨年12月には、住信リース株式会社を公開買付けにより連結子会社としました。同社をグループ内の中核会社の一つとして明確に位置付け、規模の拡大や事業の多角化を通じた競争力強化を図るとともに、平成20年を目処に、同社と住信・松下フィナンシャルサービス株式会社とのグループ内再編をめざし、事業領域の一層の拡大と持続的な収益成長力の強化を図ってまいります。この他、相続関連業務に関する代理店提携、不動産事業における海外金融機関との業務提携等、顧客基盤・事業基盤の外延的拡充に向けた提携戦略も推進してまいりました。

### （事業の経過等）

銀行信託事業につき、事業部門別に概況をみますと、顧客グループ・リテール部門では、投資信託のラインアップ拡充をはじめ、当社の顧客優遇サービス会員様向け金利優遇普通預金やテレフォンバンク専用の商品購入権申込特約付定期預金といった新型預金商品の導入等、幅広い貯蓄・運用商品を揃えるとともに、昨年7月には青葉台コンサルティングオフィスも開設し、お客様の様々なご要望に的確に対応した質の高いコンサルティングサービスの提供に努めました。住宅ローン業務においても、昨年6月に三大疾病保障付住宅ローンの販売開始、昨年11月に邦銀初のインターネットを介したTV電話コンサルティングサービスを開始する等サービスの充実に努めております。プライベートバンキング業務においては、投資一任勘定業務の取扱いを開始するとともに、すみしんウェルスパートナーズ株式会社とも連携し、企業オーナー等のお客様との取引の一段の深耕に努めました。

顧客グループ・ホールセール部門では、貸出利鞘の縮小傾向が続く事業環境のもと、海外クレジ

ット投資をはじめとする市場型と信業務や、北米のハイイールドローンを活用したファンドビジネス等の信託型投資銀行業務の推進、事業再編・買収等に関するコンサルティング・ファイナンス等の提供を行いました。また、不動産担保金融、販売金融、リース、カード等、当社グループの持つ多様な機能を活用した事業戦略の展開等により、収益を伸長させました。証券代行業務では、日本T Aソリューション株式会社を核とし、事務の品質及び処理速度の向上を図るとともに、企業買収防衛に係るコンサルティング等、お客様のニーズに応える充実したサービスの提供に注力いたしました。

マーケット資金事業部門では、高度なリスクマネージ力を活かしつつ、投資の対象資産・期間・技術を組み合わせた三次元分散投資により、当社収益の拡大と安定化に貢献するとともに、金融技術力を活かして、デリバティブ等を活用した各種金融商品や、お客様の財務リスク管理に対するコンサルティングを提供いたしました。

年金、投資マネージ及び証券管理サービス事業から成る受託事業部門では、多様な運用商品と、専門性を活かしたコンサルティング営業を組み合わせた、付加価値の高いサービスを提供し、企業年金、公的年金、株式型投資信託等の受託残高を拡大しております。また、Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.) を中心とするグローバルカストディ業務や、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社における証券管理業務についても、提供サービスの高度化や利便性の向上を図り、業容を拡大いたしました。

不動産事業部門では、他社との提携等による情報ネットワーク拡充を通じた仲介業務の強化に努めるとともに、証券化受託業務の拡大や、エクイティ投資の活用、グループ会社と連携した不動産投資マネージ事業の本格展開等、事業競争力の一段の向上に注力してまいりました。また、すみしん不動産株式会社は、当社との連携強化や提携戦略の推進、新たな営業拠点の整備等を進め業績を伸ばし、住信不動産投資顧問株式会社も、運用受託財産の増加を図り、業容を拡大しております。

次に、リース事業及び金融関連事業について概況をみますと、住信リース株式会社は、リース業界の再編が進むなか、収益性向上に向けた利鞘改善ならびに信用及び資本コストの抑制に努めました。

住信・松下フィナンシャルサービス株式会社は、総合ファイナンス会社としての発展をめざし、営業体制の強化や新たなファイナンス事業への取組みを進め業容の拡大を図りました。

ファーストクレジット株式会社は、当社やすみしん不動産株式会社、他の金融機関等との連携強化を通じて貸出残高を順調に拡大し、収益を伸長させました。

住信カード株式会社は、会員優遇制度を梃子とした新規顧客獲得に注力し、グループ一体となった付加価値の提供で会員数の大幅増加を果たしました。

住信インベストメント株式会社は、ベンチャーキャピタル業務を担う特色あるファンド運用会社として、運用型ファンドの組成とともに、事業法人向け管理・モニタリング型ファンドの受託に努めました。

住信アセットマネジメント株式会社は、当社リテール部門との連携を強化し、お客様の運用ニーズ

を捉えた多彩な投資信託等の商品開発及び提供を行うとともに、日本郵政公社その他の金融機関等の新たな販路拡大にも努め、運用資産残高を大幅に伸ばしました。

株式会社住信基礎研究所は、不動産投資分野に特化した研究・コンサル機関として、付加価値の高いサービス提供を行い、第三者評価機関としての社会的評価を通じて、当社グループのブランド向上に貢献しております。

トップリート・アセットマネジメント株式会社は、昨年3月に上場した不動産投資信託投資法人「トップリート投資法人」の運用資産拡大とその安定的な運用を通じた業容拡大に努めました。

（事業の成果）

当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

連結経営推進の経営方針に基づいた提携戦略推進による収益拡大に加えて、当社単体におきましても実績配当商品の販売手数料、年金信託等の受託報酬等が好調に推移いたしました。一方で、一部業種における債務者区分の見直しを行ったこと等により与信関係費用が増加いたしました結果、経常利益は前年度比17億円減益の1,701億円、当期純利益は同37億円増益の1,038億円となっております。なお、1株当たり当期純利益は、潜在株式調整後で62円04銭となっております。

収益・費用の概要につきましては、経常収益は、前年度比634億円増加し8,533億円となりました。この内訳は、信託報酬が前年度比43億円の増加、資金運用収益が同731億円の増加、役務取引等収益が同92億円の増加、特定取引収益が同19億円の増加、その他業務収益が同275億円の増加、その他経常収益が同527億円の減少となっております。

一方、経常費用は、前年度比652億円増加し6,831億円となりました。この内訳は、資金調達費用が同640億円の増加、役務取引等費用が同60億円の増加、特定取引費用が同6億円の減少、その他業務費用が同222億円の増加、営業経費が同88億円の増加、その他経常費用が同352億円の減少となっております。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が経常収益5,751億円・経常利益1,506億円、リース事業が経常収益2,417億円・経常利益103億円、金融関連事業が経常収益504億円・経常利益186億円となっております。なお、当連結会計年度より、事業の種類別セグメントにおいて、リース事業を区分して開示しております。

また、所在地別セグメントにつきましては、日本が経常収益7,509億円（前年度比783億円増加）、経常利益1,616億円（同43億円減少）、米州が経常収益576億円（同135億円増加）、経常利益56億円（同12億円増加）、欧州が経常収益452億円（同242億円減少）、経常利益26億円（同6億円増加）、アジア・オセアニアが経常収益304億円（同125億円増加）、経常利益19億円（同12億円増加）となっております。

資産負債の状況につきましては、連結総資産は、昨年12月の住信リース株式会社の連結子会社化等により、前年度末比3,711億円増加し期末残高は21兆30億円となりました。このうち貸出金は、良質な資金需要への積極的な取組み等により、同3,009億円増加し期末残高は10兆4,872億円、有価

証券は、同5,023億円減少し期末残高は5兆2,652億円となっております。預金は、定期預金の増加を主因に、同9,980億円増加し期末残高は11兆3,612億円となりました。連結純資産は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加等により、同3,299億円増加し（当連結会計年度より、従来の「資本の部」に少数株主持分等を加えて表示することとなったことによる増加2,010億円を含む）、期末残高は1兆4,479億円となりました。

なお、当社の信託財産総額（単体）は、投資信託、金銭信託の増加を主因として、前年度末比15兆4,800億円増加し期末残高は77兆1,499億円となりました。

#### 〔企業集団が対処すべき課題〕

当社グループは、引き続き「お客様本位No. 1のトップクオリティ・トラストバンク・グループ」をめざしてまいります。お客様本位の実践を全ての事業活動の原点に置き、新たな営業変革・業務変革・風土変革に取り組み、規制環境の変化に対応した、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢等の一段の充実と、リテール事業・受託事業・不動産事業を中心とした各事業収益の拡大、新成長事業の育成、連結経営戦略及び提携戦略の力強い推進を通じて、当社グループを新たな成長軌道へ乗せてまいります。

具体的には、顧客グループ・リテール部門では、お客様とともに歩む「資産運用・資産管理のメインバンク」として、高度化・複雑化するニーズにも的確に対応するコンサルティング営業に注力し、受信残高の拡大や実績配当商品の販売拡大を図るとともに、個人ローン事業の再構築、富裕層戦略の強化及び投資一任業務の展開等を通じて収益の拡大を実現してまいります。

顧客グループ・ホールセール部門では、情報開発力の強化をめざした法人営業モデルの進化を図りつつ、投資銀行業務推進態勢の再構築、不動産関連ビジネスの強化、グループ会社とも連携した法人のスマール・ミドルマーケットへの事業展開等による事業収益ポートフォリオの変革に取り組みます。

マーケット資金事業部門では、引き続き資金調達手段及び調達先の多様化を図りつつ、マクロ分析やリスクマネージ力を活かした投資対象及び戦略の多様化を通じて、当社収益の極大化・安定化を図るとともに、お客様のニーズを捉えた魅力ある市場性商品の開発及び販売の強化にも注力します。

受託事業部門では、高品質のコンサルティングと社内外の多様な運用商品の提供を通じ、年金信託をはじめとする運用受託業務のシェア拡大を図るとともに、海外からの運用受託業務、株式投資信託の受託業務の拡大にも注力し、業容の拡大と収益の伸長を追求いたします。

不動産事業部門では、営業情報開発態勢の強化を通じた仲介業務の競争力向上を図るとともに、私募ファンド組成及びエクイティ投資等の不動産投資マネージ業務の成長加速、証券化受託業務のさらなる伸長に取り組みます。また、海外投資家や富裕層の運用ニーズへの対応等、新たな収益機会の獲得に向けた事業展開も推進し、収益水準の一段の向上をめざします。

以上の事業展開を、連結経営戦略としてグループ一体となって推進するとともに、グループ会社間の相互連携強化によるシナジーの具体的発揮を通じて、顧客基盤・事業基盤を拡充し、グループ収益の持続的成長を実現してまいります。

また、これらの事業展開を支える堅固な経営基盤を確立すべく、グループ全体のコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢等の一層の充実と、業界屈指の人材集団の育成に注力してまいります。

こうした取組みのもと、独自の存在感を発揮する信託銀行グループとして、お客様からの信頼と支持を獲得し、企業価値を一段と向上すべく、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(注) 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
連結 経 常 収 益	4,982	5,009	7,898	8,533
連結 経 常 利 益	1,356	1,341	1,719	1,701
連結 当 期 純 利 益	796	968	1,000	1,038
連結 純 資 産 額	8,020	9,097	11,179	14,479
連結 総 資 産	153,713	159,083	206,319	210,030

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
預 金	87,586	90,953	103,161	113,170
定期性預金	67,132	71,681	79,318	88,782
その他	20,454	19,271	23,843	24,388
貸 出 金	88,879	90,358	103,525	107,974
個人向け	10,673	12,277	15,285	17,467
中小企業向け	29,359	26,677	29,959	35,708
その他	48,846	51,403	58,280	54,798
特定取引資産 (トレーディング資産)	3,018	2,834	4,380	6,109
特定取引負債 (トレーディング負債)	479	524	728	557
有 価 証 券	36,362	45,874	59,380	55,044
国 債	9,242	10,381	13,859	11,233
その他	27,120	35,493	45,521	43,811
総 資 産	154,728	160,185	203,717	204,049
内国為替取扱高	666,769	725,715	787,463	986,111
外国為替取扱高	132,717 <sup>百万ドル</sup>	168,126 <sup>百万ドル</sup>	153,756 <sup>百万ドル</sup>	158,836 <sup>百万ドル</sup>
経 常 利 益	122,110 <sup>百万円</sup>	120,587 <sup>百万円</sup>	148,293 <sup>百万円</sup>	134,551 <sup>百万円</sup>
当 期 純 利 益	73,928 <sup>百万円</sup>	84,700 <sup>百万円</sup>	88,497 <sup>百万円</sup>	81,813 <sup>百万円</sup>
1株当たりの当期純利益	50 <sup>円</sup> 9 <sup>銭</sup>	52 <sup>円</sup> 34 <sup>銭</sup>	52 <sup>円</sup> 98 <sup>銭</sup>	48 <sup>円</sup> 89 <sup>銭</sup>
金 銭 信 託	9,679	10,030	12,181	9,054
貸 出 金	1,944	1,824	1,673	4,289
有 価 証 券	760	435	437	146
その他	6,975	7,770	10,070	4,618
貸 付 信 託	14,503	10,984	9,370	7,007
貸 出 金	8,351	5,535	3,844	
有 価 証 券	715	401	96	
その他	5,436	5,047	5,430	7,007
信 託 財 産	518,891	526,455	616,698	771,499
信 託 報 酬	76,401 <sup>百万円</sup>	71,316 <sup>百万円</sup>	68,900 <sup>百万円</sup>	73,226 <sup>百万円</sup>

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）について記載しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末	
	銀行信託事業	リ ー ス 事 業	金融関連事業	銀行信託事業	金融関連事業
使 用 人 数	7,157人	1,211人	1,037人	6,800人	1,850人

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。  
2. 使用人には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。  
3. 当年度末より、従来金融関連事業に含まれていたリース事業を区分して表示しております。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ．銀行信託事業（当社）

##### (イ)当社の主要な営業所及び営業所数

国内：本店営業部（大阪府）、東京営業部、神戸支店、横浜支店、名古屋支店、千葉支店、ほか54店  
（前年度末59店）

海外：ニューヨーク支店、ロンドン支店、シンガポール支店、上海支店（前年度末4店）

##### (ロ)当年度の当社の新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
渋谷支店 青葉台出張所 （青葉台コンサルティングオフィス）	神奈川県横浜市

(ハ)当社を所属銀行とする銀行代理業者の一覧  
該当ありません。

(ニ)当社が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

ロ．銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信振興株式会社	本社（大阪府）
住信保証株式会社	本店（東京都）、大阪支店
住信ビジネスサービス株式会社	本社（東京都）
日本T Aソリューション株式会社	本社（東京都）
住信情報サービス株式会社	大阪本社、東京本社
The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.	本社（中華人民共和国香港特別行政区）
Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.	本社（ルクセンブルグ大公国）
STB Preferred Capital (Cayman) Ltd.	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）
Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)	本社（アメリカ合衆国）
STB Preferred Capital 2 (Cayman) Ltd.	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）
STB Preferred Capital 3 (Cayman) Ltd.	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）

ハ．リース事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信リース株式会社	本社（東京都）、大阪支店
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	本社（大阪府）、首都圏支店（東京都）

二．金融関連事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
ファーストクレジット株式会社	本社（東京都）、大阪支店
すみしんウェルスパートナーズ株式会社	本社（東京都）
住信不動産投資顧問株式会社	本社（東京都）
すみしんライフカード株式会社	本社（東京都）
住信カード株式会社	本社（東京都）、大阪支店
住信インベストメント株式会社	本社（東京都）
住信アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
株式会社住信基礎研究所	本社（東京都）
すみしん不動産株式会社	本社（東京都）
STB Omega Investment Ltd.	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行信託事業	51,233
リース事業	81
金融関連事業	411
合計	51,725

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行信託事業	府中ビル内装工事	660
	東京ビル買取	45,270
	社宅売却	
合計		45,930

## (6) 重要な子会社等の状況

(連結される子会社及び子法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当議決権比率	社率	その他
住信振興株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	ビル管理業務	昭和23年 6月30日	百万円 50	% 100		
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町四丁目11番5号	ローン保証業務	昭和52年 8月25日	百万円 100	% 100		
住友信託財務(香港)有限公司 (The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited)	Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong, S.A.R., People's Republic of China	金融業務	昭和53年 7月4日	百万円 5,314 ( 万米ドル 4,500)	% 100		
ファーストクレジット株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	金銭貸付業務	昭和54年 3月23日	百万円 13,500	% 100		
スミトモ トラスト アンド バンキング(ルクセンブルグ) エス・エー (Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.)	18, Boulevard Royal, L-2449, Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg	信託業務 金融業務 証券業務	昭和60年 4月22日	百万円 3,543 ( 万米ドル 3,000)	% 100		
住信リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	リース業務	昭和60年 7月1日	百万円 5,064	% 100		
すみしんウェルスパートナーズ株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	コンサルティング業務	平成元年 11月6日	百万円 155	% 100		
住信ビジネスサービス株式会社	東京都港区北青山二丁目11番3号	事務代行業務 人材派遣業務	平成7年 7月3日	百万円 80	% 100		
エステービープリファードキャピタル(ケイマン)リミテッド (STB Preferred Capital (Cayman) Limited)	P.O. Box309GT, Uglad House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成11年 2月12日	百万円 2,000	% 100		
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー(ユー・エス・エー) (Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.))	111 River Street, Hoboken, NJ07030, U.S.A.	金融業務 信託業務	平成14年 5月20日	百万円 6,613 ( 万米ドル 5,600)	% 100		
住信不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号	投資顧問業務	平成17年 11月7日	百万円 300	% 100		

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当議決権比率	社率	その他
エステービー プリファード キャピタル 2 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited}	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成17年 11月21日	百万円 1,500		% 100	
エステービー プリファード キャピタル 3 (ケイマン) リミテッド {STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limited}	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成19年 2月14日	百万円 1,500		% 100	
日本T Aソリューション 株式会社	東京都府中市日鋼町 1番1	情報処理業務 計算受託業務	平成10年 7月1日	百万円 2,005		% 80	
エステービー オメガ インベストメント リミテッド {STB Omega Investment Limited}	P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	金融業務	平成18年 6月6日	百万円 7,086 ( 万米ドル 6,000)		% 75	
住信・松下フィナンシャル サービス株式会社	大阪市北区中之島 三丁目2番18号	リース業務 割賦購入 あっせん業務 クレジット カード業務	昭和42年 2月27日	百万円 20,520		% 66	
すみしんライフカード 株式会社	東京都千代田区有楽町 一丁目2番2号	クレジット カード業務	平成16年 10月27日	百万円 200		% 51	
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町 四丁目11番5号	クレジット カード業務	昭和58年 6月24日	百万円 50		% 50	
住信インベストメント 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目3番1号	ベンチャーキャ ピタル業務	平成12年 3月22日	百万円 35		% 40	
住信情報サービス 株式会社	大阪府豊中市新千里西町 一丁目1番3号	情報処理業務 計算受託業務	昭和48年 2月12日	百万円 100		% 35	
住信アセットマネジメント 株式会社	東京都港区北青山 二丁目11番3号	投信委託業務 投資顧問業務	昭和61年 11月1日	百万円 300		% 30	
株式会社住信基礎研究所	東京都千代田区神田司町 二丁目11番1号	調査研究業務 コンサルティング業務 投資顧問業務	昭和63年 7月1日	百万円 300		% 29.83	
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目3番1号	不動産 仲介業務	昭和61年 1月24日	百万円 300		% 5	

## (持分法適用の関連法人等)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当議決権比率	社率	その他
株式会社SBI住信ネット バンク設立準備調査会社	東京都港区六本木 一丁目6番1号	調査・情報 提供業務 情報処理業務 計算受託業務	昭和61年 6月3日	百万円 9,000	% 50		
日本ペンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東京都文京区後楽 二丁目3番21号	年金給付金等 計算業務 事務代行業務	平成16年 12月21日	百万円 1,500	% 50		
ビジネクス株式会社	東京都千代田区有楽町 一丁目2番2号	金銭貸付業務	平成13年 1月18日	百万円 4,000	% 40		
人事サービス・コンサルティング 株式会社	東京都中央区日本橋本町 四丁目11番5号	人事関連サー ビス業務	平成14年 5月20日	百万円 519	% 38.89		
トップリート・アセット マネジメント株式会社	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号	投資法人資産 運用業務	平成16年 10月22日	百万円 300	% 38		
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 一丁目8番11号	信託業務 銀行業務	平成12年 6月20日	百万円 51,000	% 33.33		
日本トラスティ情報システム 株式会社	東京都府中市日鋼町 1番10	情報処理業務 計算受託業務	昭和63年 11月1日	百万円 300	% 5		

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。  
2. 外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。  
3. STB Preferred Capital 3 (Cayman) Limitedは、平成19年2月14日に優先出資証券の発行を行う目的で設立しております。  
4. STB Omega Investment Limitedは、平成18年6月6日に有価証券等の取得・保有、売却を行う目的で設立しております。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 当社は、統合ATMスイッチングサービスへ加入し、現金自動設備の申込者相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 当社は、日本郵政公社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、窓口及びテレフォンバンクサービス、インターネットバンクサービスでの相互送金、並びに、郵便貯金定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
3. 当社は、日本デビットカード推進協議会に加盟し、加盟企業及び加盟金融機関等と提携することにより、デビットカードの取扱いを行っております。
4. 当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。
5. 当社は、平成19年3月末日現在、72の金融機関、事業会社及び財団法人と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。
6. 当社グループは、大和証券グループとの間で、証券仲介業、代理店契約、不動産業務提携等の業務提携を行っております。
7. 当社グループは、株式会社八千代銀行との間で業務・資本提携契約を締結し、代理店契約、ATM提携手数料の相互無料化、資産運用に関する商品提供等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成18年12月5日	住信リース株式会社を公開買付けにより、当社96.44%出資の子会社としております。
平成18年12月22日	住信インベストメント株式会社の当社保有株式の内、60%の株式を当社グループ会社に譲渡し、当社40%出資の子会社としております。
平成19年3月1日	住信リース株式会社を株式交換により、当社100%出資の子会社としております。

(注) 出資比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(平成18年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
高橋 温	*取締役 会長			
森田 豊	*取締役 社長	業務監査部統轄	社団法人信託協会会長	
幡部 高昭	*取締役 (副社長執行役員を兼務)	受託事業部門長		
藤井 豪夫	*取締役 (専務執行役員を兼務)	本店総括部、管理部、総務部、コンプライアンス統括部統轄		
渋谷 正雄	*取締役 (専務執行役員を兼務)	不動産事業部門長		
井上 育穂	*取締役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
井上 政清	*取締役 (専務執行役員を兼務)	顧客グループ統轄役員 兼顧客グループ・ホールセール部門副部門長		
中井 正彦	取締役 (常務執行役員を兼務)	顧客グループ・リテール部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
向原 潔	取締役 (常務執行役員を兼務)	顧客グループ・ホールセール部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
鈴木 優	取締役 (常務執行役員を兼務)	業務部統轄 顧客グループ営業店部業推役員		
安藤 友章	取締役 (常務執行役員を兼務)	マーケット資金事業部門長 兼顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員		
常陰 均	取締役 (常務執行役員を兼務)	企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員		
草川 修一	取締役 (常務執行役員を兼務)	人事部、リスク統括部、調査部統轄		
田辺 榮一	常任監査役(常勤)			
高村 幸一	監査役(常勤) (社外監査役)			
野口 裕史	監査役(常勤)			
前田 庸	監査役 (社外監査役)		株式会社東京証券取引所 社外取締役 社団法人東京銀行協会監事	
平尾 光司	監査役 (社外監査役)		専修大学経済学部教授 セントケア株式会社社外監査役	

- (注) 1. \*を付した取締役は、代表取締役であります。  
 2. 平成19年4月4日付をもって取締役社長 森田 豊は社団法人信託協会会長を任期満了により退任いたしました。  
 3. 監査役 高村幸一、前田 庸及び平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。  
 4. セントケア株式会社は、平成19年4月1日付で、セントケア・ホールディング株式会社に変更しております。  
 5. 当社は、事業部制を導入しており、各事業部門の主な業務内容は次のとおりであります。  
 ・顧客グループ・リテール部門 - 個人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務  
 ・顧客グループ・ホールセール部門 - 法人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務  
 ・マーケット資金事業部門 - インターバンク・マーケットでの資金証券業務  
 ・受託事業部門 - 投資マネージ業務、証券管理業務、年金信託業務  
 ・不動産事業部門 - 不動産仲介業務、不動産証券化業務、不動産投資顧問業務、不動産管理業務

6. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成19年4月1日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
大塚 明生	常務執行役員	受託事業部門副部門長
杉田 光彦	常務執行役員	顧客グループ審査担当副統轄役員 顧客グループ・ホールセール事業部門副部門長 審査部長
奥野 博章	常務執行役員	業務管理部門統轄 顧客グループ・リテール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員
服部 力也	常務執行役員	顧客グループ・ホールセール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員 金融事業企画部長
千田 正	執行役員	不動産事業部門副部門長 不動産業務部長
浅井 英彦	執行役員	名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長
松井 孝	執行役員	福岡支店長
縄田 満児	執行役員	顧客グループ・リテール部門副部門長 兼顧客グループ営業店部業推役員
雨宮 秀雄	執行役員	クレジット投資業務部長
筒井 澄和	執行役員	本店支配人兼 マーケット資金事業部門経営管理ユニット長 兼同財務ユニット長 兼同開発投資ユニット長
田中 一光	執行役員	京都支店長
平田 誠一	執行役員	本店
鈴木 郁也	執行役員	東京法人信託営業第一部長
穂積 孝一	執行役員	東京営業第二部長
佐谷戸 淳一	執行役員	米州地区統括支配人兼ニューヨーク支店長
八木 康行	執行役員	本店
大久保 哲夫	執行役員	業務部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	516 (内、報酬以外85)	月額50
監査役	91	月額10
計	608 (内、報酬以外85)	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 取締役の報酬等のうち報酬以外の額は、第136期定時株主総会において決議予定の取締役賞与85百万円です。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼任その他の状況

氏名	兼任その他の状況
前田 庸	株式会社東京証券取引所 社外取締役
平尾 光司	セントケア株式会社 社外監査役

(注) セントケア株式会社は、平成19年4月1日付で、セントケア・ホールディング株式会社に変更しております。

## (2) 社外役員の名活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
高村 幸一	2年9ヶ月	当期開催の取締役会19回中19回に、また監査役会14回中14回に出席	取締役会では、主に製造業出身の常勤監査役としての見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 なお、当社の複数の子会社の非常勤監査役（無報酬）を兼務し、企業集団全体の監査体制の強化に尽力しております。
前田 庸	3年9ヶ月	当期開催の取締役会19回中19回に、また監査役会14回中14回に出席	取締役会では、主に法見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
平尾 光司	1年9ヶ月	当期開催の取締役会19回中16回に、また監査役会14回中14回に出席	取締役会では、主に金融機関の経営見地から、必要に応じ質問を行い意見を述べております。また、監査役会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) なお、社外監査役は、定期的に代表取締役との意見交換会に出席して意見を述べるとともに、監査役会で決定した分担に基づき、本支店の実地調査を行っております。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高村 幸一	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
前田 庸	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
平尾 光司	会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	当社から受けている報酬等	当社の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	37	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行する株式の総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,675,034千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 32,974名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	101,457 千株	6.05 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	99,128	5.91
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	33,673	2.01
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	33,085	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	24,958	1.48
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託B口）	22,476	1.34
株 式 会 社 ク ボ タ	21,984	1.31
野村信託銀行株式会社（投信口）	17,962	1.07
メロン バンク トリーティー クライアンツ オムニバス	17,519	1.04
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	16,873	1.00

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. フィデリティ投信株式会社から平成19年3月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成19年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末の実質所有株式数の確認ができない部分については上記の表には含めておりません。  
 なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	持株数	持株比率
フィデリティ投信株式会社	88,388,200 株	5.28 %

上記持株数及び持株比率については大量保有報告書に記載されているものを転載しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

平成19年3月1日付で、住信リース株式会社の完全子会社化を目的とした株式交換に伴い、新株式（普通株式1,282,590株）の発行を行っております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

(3) 事業年度の末日において現に発行している当社の新株予約権

平成15年6月27日の第132期定時株主総会における発行決議に基づく新株予約権

新株予約権の数	113個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	113,000株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	1株当たり415円

(注) 失権している新株予約権の数14個と新株予約権の目的となる株式の数14千株が含まれております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称		当社、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計額(注1、2)		その他
監査の職務を行った指定社員の氏名	所属する監査法人			
指定社員・業務執行社員 河合利治 指定社員・業務執行社員 白川芳樹 指定社員・業務執行社員 小倉加奈子	あずさ監査法人	当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	215	(注3)
		うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	178	
		うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	99	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、この金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。  
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である信託業務の内部統制監査、内部統制に関するアドバイザー業務等を委託し対価を支払っています。

## (2) 会計監査人に関するその他の事項

### イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び法令等遵守体制その他の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況を特に考慮し、取締役と監査役が綿密な連繫をとりつつ、会社法第340条等に基づき解任または不再任の決定を行う方針であります。

### ロ. 当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）が、当社の重要な子会社及び子法人等の監査をしている事実

当社の重要な子会社のうち、The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)、Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

## 7. 業務の適正を確保する体制

当社は、適切な経営管理のもと、業務の健全性及び適切性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）、顧客の保護及び利便性の向上の徹底並びに各種リスクの的確な管理態勢の整備・確立に向けた方針を以下のとおり定めております。

<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

- (1) 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役員等々の行動規範となる倫理憲章、社会活動憲章及びコンプライアンス方針を定める。
- (2) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

< 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 >

(1) 業務執行に係るリスクとして、以下 ~ のリスク（カテゴリー）を認識する。

信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク

市場リスク：金利、株式、為替等の価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク

流動性リスク：環境の急激な変化や当社の風評の悪化等により必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは、迅速かつ適切な価格で取引ができなくなるにより損失を被るリスク

オペレーショナルリスク：業務の過程、役職員等の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（以下の ~ のリスクを含む）

事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

情報セキュリティリスク：情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク

コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受ける、及び、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなる等により損失を被るリスク

人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により損失を被るリスク

風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社及び子会社等の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

(2) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総合的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせてリスク管理方針という）を定める。

(3) 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。

- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
- (5) 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- (1) 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、各リスクカテゴリーへの効率的なリスク量配分（資本配分）及び各部門への効率的な経営資源の配分を行う。
- (2) 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- (3) 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
- (4) 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- (5) 取締役会は、月1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。取締役会付議事項は、原則、事前に社長及び社長が指定する取締役等によって構成される経営会議で審議し、その決議を経る。
- (6) 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として経営会議及び各審議会を設置するほか、必要に応じて提言機関として各委員会を設置する。
- (7) 取締役会は、事業部制により各部門の責任を明確化し、取締役会で選任された執行役員が業務を執行することにより、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
- (8) 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャー委員会及びIR担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。

< 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、役職員等の行動規範となる倫理憲章、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
- (2) 取締役会は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員（取締役・執行役員）が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
- (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全店部にコンプライアンス担当者を配置し、店部でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
- (4) 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接コンプライアンス委員会又は社外の弁護士に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス委員会から取締役に報告する。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役に於いて報告する。
- (6) 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。

< 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 >

- (1) 取締役会は、子会社等の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理し、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
- (2) 取締役会は、子会社等の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社等との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
- (3) 取締役会は、子会社等について総合的に把握・管理する部署（以下、連結経営推進部署という）に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社非常勤取締役に就任し、子会社等の経営へ参画し、指導する。
- (4) 連結経営推進部署及び所管部は、子会社等の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。連結経営推進部署及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社等の概況を定期的に報告する。
- (5) 子会社等と当社及び他の子会社等との間の取引価格等は、マーケットプライスを基準として決定する。
- (6) 内部監査部署が法令等の範囲内で必要に応じて、子会社等に対して内部監査を実施し、取締役に監査結果を適時適切に報告する。

< 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項 >

監査役の職務の執行を補助する専任組織として設置されている監査役室に、室長 1 名を含む相当数の使用人を置く。

< 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項 >

監査役室の使用人は取締役の指揮命令を受けないものとし、使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。

< 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 >

(1) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規則に規定する報告事項に加え、以下 ~ の報告を監査役に対して行う。

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。

コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。

定期的には又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。

(2) 内部監査部署は、定期的には又は監査役の求めに応じ、内部監査の結果を監査役に対して報告する。

< その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 >

(1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。

(2) 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるよう以下 ~ の体制を構築する。

会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。

会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。

会計監査人の再任及び報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。

会計監査人は、定期的には又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。

その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。

(3) 代表取締役は、定期的には又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。

(4) 内部監査部署は、定期的には又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。

(5) 監査役は、重要性等を考慮して子会社等の非常勤監査役を兼務するとともに、子会社等の取締役及び監査役等と意見交換を行う。

(6) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。

# 連 結 貸 借 対 照 表

平成 19 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	789,472	預 渡 性 預 金	11,361,270
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	299,623	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,354,648
買 入 金 銭 債 権	753,314	売 現 先 勘 定	153,620
特 定 取 引 資 産	608,887	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	683,686
金 銭 の 信 託	20,031	特 定 取 引 負 債	292,166
有 価 証 券	5,265,243	借 用 金	53,682
貸 出 金	10,487,237	外 国 為 替	927,931
外 国 為 替	6,618	短 期 社 債	4
そ の 他 資 産	2,077,233	社 債	333,959
有 形 固 定 資 産	131,120	信 託 勘 定 借 債	549,455
建 物	34,180	そ の 他 負 債	1,319,548
土 地	86,808	賞 与 引 当 金	878,955
建 設 仮 勘 定	478	役 員 賞 与 引 当 金	5,752
そ の 他 有 形 固 定 資 産	9,652	退 職 給 付 引 当 金	85
無 形 固 定 資 産	134,619	繰 延 税 金 負 債	10,078
ソ フ ト ウ ェ ア	28,595	繰 延 税 金 負 債	107,334
の れ ん	104,877	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,113
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,146	支 払 承 諾	516,865
繰 延 税 金 資 産	26,187	負 債 の 部 合 計	19,555,157
支 払 承 諾 見 返	516,865	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	106,671	資 本 金	287,517
投 資 損 失 引 当 金	6,718	資 本 剰 余 金	242,538
		利 益 剰 余 金	429,674
		自 己 株 式	389
		株 主 資 本 合 計	959,340
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	295,213
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,710
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,168
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,517
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	277,817
		少 数 株 主 持 分	210,749
		純 資 産 の 部 合 計	1,447,907
資 産 の 部 合 計	21,003,064	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,003,064

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 当社の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。また、のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。  
また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は350百万円、「短期社債」は240百万円、「社債」は109百万円、それぞれ減少しております。  
なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
9. 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のう

ち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等、債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,963百万円であります。

11. 当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
13. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法と比べ、営業経費は85百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は52,131百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は51,101百万円（同前）であります。

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
18. 関係会社の株式及び出資総額（連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く） 39,377百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 106,401百万円
20. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,337百万円
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,534百万円、延滞債権額は93,132百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は39,596百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は135,266百万円であります。  
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,165百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	44,365百万円
有価証券	1,608,556百万円
貸出金	272,204百万円
その他資産	65,971百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,230百万円
売現先勘定	683,686百万円
債券貸借取引受入担保金	292,166百万円
借入金	219,024百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券743,159百万円、その他資産172百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,552百万円、保証金は17,036百万円、デリバティブ取引の差入担保金は16,807百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,099百万円

29. 「その他資産」には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しております。

30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金138,500百万円が含まれております。

31. 社債には、劣後特約付社債536,605百万円が含まれております。

32. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,689百万円、貸付信託694,587百万円であります。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は95,073百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ95,073百万円減少しております。

34. 1株当たりの純資産額 738円77銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は5円79銭減少しております。

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下38.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	534,464	218

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
国債	502,183	501,472	711	785	1,497
地方債	100	99	0	0	0
短期社債					
社債	204,292	203,361	930		930
その他	295	322	27	29	1
外国債券	295	322	27	29	1
合計	706,871	705,256	1,614	815	2,429

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株式	481,914	989,188	507,273	514,775	7,501
債券	955,035	951,480	3,555	1,340	4,895
国債	623,930	621,497	2,433	802	3,235
地方債	62,061	61,884	177	234	412
短期社債					
社債	269,042	268,098	944	303	1,248
その他	2,150,581	2,143,336	7,245	17,803	25,049
外国株式	3	27	24	24	
外国債券	1,692,225	1,672,190	20,035	3,572	23,607
その他	458,352	471,117	12,765	14,207	1,441
合計	3,587,532	4,084,004	496,472	533,919	37,446

なお、上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた金額は643百万円（費用）であります。また、時価ヘッジの適用の結果、純資産直入処理の対象となる金額は497,116百万円であり、同対象額から繰延税金負債201,581百万円を差し引いた295,535百万円のうち少数株主持分相当額274百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額22百万円を控除した額295,238百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について2,739百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,248,298	27,204	19,143

37. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場債券	237,619
貸付信託受益証券	225,258
非上場外国証券	92,060

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	344,357	960,828	535,419	55,069
国債	196,627	463,310	410,683	53,060
地方債	5,109	23,829	33,045	
短期社債				
社債	142,620	473,689	91,690	2,009
その他	264,901	712,136	628,122	661,043
外国債券	164,101	522,380	600,519	436,140
その他	100,799	189,756	27,602	224,902
合計	609,258	1,672,965	1,163,542	716,112

39. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	18,031	460

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000			

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,967,492百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,876,673百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	230,848百万円
年金資産（時価）	310,612
未積立退職給付債務	79,764
未認識数理計算上の差異	10,294
未認識過去勤務債務	842
連結貸借対照表計上額の純額	70,313
うち前払年金費用	80,391
退職給付引当金	10,078

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,246,868百万円であります。

(2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」として、また「建設仮払金」については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

43. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

44. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

45. 当連結会計年度におけるストック・オプションの内容、規模及びその変動状況については以下の通りであります。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13人 当社執行役員 13人 当社従業員 400人	当社取締役 13人 当社執行役員 13人 当社従業員 415人
株式の種類及び付与数	普通株式 2,514,000株	普通株式1,186,000株
付与日	平成14年 7月23日	平成15年 6月30日
権利確定条件	定めなし	定めなし
対象勤務期間	定めなし	定めなし
権利行使期間	自 平成16年 7月 1日 至 平成18年 6月30日	自 平成17年 7月 1日 至 平成19年 6月30日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日
権利確定前		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後		
前連結会計年度末	470,000株	501,000株
権利確定		
権利行使	458,000株	401,000株
失効	12,000株	1,000株
未行使残		99,000株

単価情報

権利行使価格	656円	415円
行使時平均株価	1,171円	1,285円

# 連結損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	853,365
信託報酬	73,226
金融運用収益	344,541
貸出証券利息及び買入手形利息	184,710
有価証券の貸借取引受入利息	127,848
二口債預その	7,855
の他の引受入利息	180
務定の他の業経常用費	16,409
の他の業経常用費	7,538
の特そ営その	134,250
の他の業経常用費	8,311
の他の業経常用費	261,632
の他の業経常用費	31,403
経常費用	683,194
預渡性預金及び売渡手形利息	184,455
二口債借短期社の債の引受等費用	94,162
の他の業経常用費	19,259
の特そ営その	1,400
の他の業経常用費	36,257
の他の業経常用費	3,324
の他の業経常用費	5,504
の他の業経常用費	1,311
の他の業経常用費	9,014
の特そ営その	14,221
の他の業経常用費	30,498
の他の業経常用費	166
の他の業経常用費	222,739
の他の業経常用費	183,334
の特そ営その	61,998
の他の業経常用費	34,181
の特そ営その	27,816
経常利益	170,171
固定償却の特	5,214
の他の業経常用費	2,273
の特	441
の特	2,500
特別損失	7,607
固定償却の特	518
の特	7,088
税引前利益	167,778
法人税等調整額	59,830
法人税等調整額	1,086
法人税等調整額	5,214
法人税等調整額	103,820

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 62円05銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 62円04銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常収益」には、株式等売却益12,350百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額6,718百万円、貸出金償却6,462百万円を含んでおります。
7. 「その他の特別利益」は、株式会社ユーエフジェイホールディングス等UFJグループ3社（現株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ等三菱UFJグループ3社）に対する損害賠償請求訴訟の和解解決金であります。
8. 当連結会計年度において、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発の意思決定により、将来の除却、売却等が意思決定されている建物について、減損損失を4,736百万円計上しております。その他、遊休資産（将来の廃止が既に意思決定されているもの等）に該当する土地建物及びソフトウェア等について、減損損失を2,352百万円計上しております。
- グルーピングについては、主として当社の営業支店単位を基礎とし、本部ビル、事務センター、厚生施設等は共用資産としております。遊休資産等については、将来の廃止（除却、売却等を含む）が既に意思決定されているもの等であり、各資産を各々独立した単位としております。
- 減損損失の測定には、回収可能価額を使用しており、回収可能性があるものは正味売却価額（主として鑑定評価額）に基づき算定し、回収可能性が認められないものは、帳簿価額を全額減損損失として計上しております。

# 連結株主資本等変動計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	287,283	240,703	349,751	251	877,487
当連結会計年度変動額					
新株の発行	233	1,832			2,066
剰余金の配当			24,256		24,256
役員賞与			70		70
当期純利益			103,820		103,820
自己株式の取得				145	145
自己株式の処分		2		6	9
土地再評価差額金の取崩			429		429
海外投資等損失準備金の増加			0		0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	233	1,835	79,922	138	81,853
当連結会計年度末残高	287,517	242,538	429,674	389	959,340

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差 額 等 合 計		
前連結会計年度末残高	248,116		3,740	3,871	240,504	159,085	1,277,076
当連結会計年度変動額							
新株の発行							2,066
剰余金の配当							24,256
役員賞与							70
当期純利益							103,820
自己株式の取得							145
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							429
海外投資等損失準備金の増加							0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度 変動額(純額)	47,096	9,710	427	354	37,312	51,663	88,976
当連結会計年度 変動額合計	47,096	9,710	427	354	37,312	51,663	170,830
当連結会計年度末残高	295,213	9,710	4,168	3,517	277,817	210,749	1,447,907

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 発行済株式の種類及び株式数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	1,672,892	2,141		1,675,034	注1、2
自己株式 普通株式	322	115	8	429	注3、4

- 注 1. 普通株式の発行済株式数の増加数のうち1,282千株は住信リース株式会社の完全子会社化のための株式交換による増加であります。  
 2. 普通株式の発行済株式数の増加数のうち859千株は新株予約権の権利行使による増加であります。  
 3. 普通株式の自己株式数の増加115千株は単元未満株式の買取による増加であります。  
 4. 普通株式の自己株式数の減少8千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。
3. 当社の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	百万円 10,035	6.00円	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	百万円 14,221	8.50円	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 14,234百万円  
 1株当たり配当額 8.50円  
 基準日 平成19年3月31日  
 効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

4. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 34社

主要な会社名

住信リース株式会社  
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社  
ファーストクレジット株式会社  
すみしん不動産株式会社  
住信アセットマネジメント株式会社  
Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

なお、住信ビジネスパートナーズ株式会社他7社は、設立等により、当連結会計年度から連結しております。また、住信リース株式会社他2社は、株式の追加取得に伴い、当連結会計年度より、持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等から連結される子会社及び子法人等となっております。

また、住信オフィスサービス株式会社(株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社に社名変更)は、増資に伴う議決権比率の低下により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外し、持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等としております。

非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合  
ハミングバード株式会社他42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第95条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。  
また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 7社

主要な会社名

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
ビジネスコム株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

住信iファンド 投資事業組合  
ハミングバード株式会社他42社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、会社計算規則第101条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。  
また、その他の持分法非適用の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、次のとおりであります。

8月末日	1社
11月末日	1社
12月末日	10社
1月末日	3社
3月末日	19社

8月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等、11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### (5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

# 第 136 期 末 貸 借 対 照 表

平成 19 年 3 月 31 日 現 在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	761,614	預金	11,317,081
現預	115,808	当座	302,833
コ買特	645,805	普通	1,683,406
一入定	244,125	通定	62,450
ル金取	646,072	座	8,878,236
口銭引	610,925	通知	390,155
一債資証	4,175	期	2,371,648
商産	4	預	153,620
商産	76,457	預	683,686
商産	530,288	預	292,166
商産	20,031	預	55,720
商産	5,504,467	預	47
商産	1,123,336	預	55,672
商産	61,884	預	826,578
商産	750,010	預	826,578
商産	1,332,696	預	183
商産	2,236,540	預	183
商産	10,797,440	預	0
商産	8,165	預	293,490
商産	378,936	預	260,590
商産	9,004,301	預	1,319,548
商産	1,406,036	預	776,518
商産	6,618	預	370
商産	6,618	預	45,663
商産	1,041,532	預	77,629
商産	556	預	4,793
商産	46	預	567,486
商産	88,889	預	80,575
商産	5,552	預	3,620
商産	1,721	預	85
商産	590,723	預	200
商産	354,043	預	107,010
商産	114,020	預	6,113
商産	27,615	預	741,588
商産	77,453	預	19,209,450
商産	478	預	
商産	8,473	預	(純資産の部)
商産	21,392	預	金
商産	20,328	預	287,517
商産	1,063	預	242,538
商産	741,588	預	242,536
商産	97,879	預	2
商産	6,993	預	385,296
		預	46,580
		預	338,715
		預	0
		預	251,870
		預	86,845
		預	389
		預	914,963
		預	294,424
		預	9,713
		預	4,168
		預	280,542
		預	
		預	1,195,505
資産の部合計	20,404,956	負債及び純資産の部合計	20,404,956

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
8. 株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。  
また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は319百万円、「短期社債」は209百万円、「社債」は109百万円、それぞれ減少しております。  
なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
破綻懸念先及び下記26.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等、債権の発生当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しており

ます。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,549百万円であります。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
13. 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当期に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は85百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は52,131百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は51,101百万円（同前）であります。

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在しているこ

と等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

17. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
18. 関係会社の株式及び出資総額 303,826百万円
19. 関係会社に対する金銭債権総額 658,862百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額 526,221百万円
21. 有形固定資産の減価償却累計額 93,973百万円
22. 有形固定資産の圧縮記帳額 28,214百万円
23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
24. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,763百万円、延滞債権額は60,278百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,758百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は97,799百万円であります。  
なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,165百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	44,365百万円
有価証券	1,608,556百万円
貸出金	272,204百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,230百万円
売現先勘定	683,686百万円
債券貸借取引受入担保金	292,166百万円
借入金	164,762百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券742,819百万円及びその

他の資産172百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は16,408百万円、デリバティブ取引の差入担保金は16,807百万円であります。

30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,099百万円

31. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所への審査請求を経て、平成17年3月31日付で東京地方裁判所に訴訟を提起し、平成19年4月17日付で当社勝訴の判決を受けました。なお、国側は同年5月1日付で東京高等裁判所に控訴しております。

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金602,515百万円が含まれております。

33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,689百万円、貸付信託694,587百万円であります。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は95,073百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ95,073百万円減少しております。

36. 1株当たりの純資産額 713円90銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は5円80銭減少しております。

37. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、0百万円であります。

38. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下41.まで同様であります。売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	534,464	218

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	501,839	501,130	709	785	1,494
地方債					
短期社債					
社債	204,292	203,361	930		930
その他					
合計	706,131	704,491	1,639	785	2,425

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	481,705	988,215	506,509	514,010	7,500
債券	955,035	951,480	3,555	1,340	4,895
国債	623,930	621,497	2,433	802	3,235
地方債	62,061	61,884	177	234	412
短期社債					
社債	269,042	268,098	944	303	1,248
その他	2,100,669	2,093,421	7,247	17,264	24,512
外国株式					
外国債券	1,662,977	1,643,451	19,526	3,545	23,071
その他	437,691	449,970	12,278	13,719	1,441
合計	3,537,410	4,033,116	495,706	532,615	36,909

なお、上記の評価差額から繰延税金負債201,256百万円を差し引いた額294,449百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について2,739百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

39. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	3,245,128	27,183	18,971

40. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	265,933
関連法人等株式	27,110
その他有価証券	
非上場債券	277,619
貸付信託受益証券	225,258
非上場外国証券	92,055

41. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	344,317	1,000,424	535,419	55,069
国債	196,587	463,005	410,683	53,060
地方債	5,109	23,729	33,045	
短期社債				
社債	142,620	513,689	91,690	2,009
その他	260,096	696,154	622,775	658,141
外国債券	159,296	506,398	595,172	433,239
その他	100,799	189,756	27,602	224,902
合計	604,414	1,696,579	1,158,195	713,211

42. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	18,031	460

  

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	2,000	2,000			

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は7,822,064百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,714,961百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額（貸出金償却含む）	33,843百万円
有価証券償却所得税分	33,004百万円
退職給付引当金	11,608百万円
その他	30,262百万円
繰延税金資産小計	108,719百万円
評価性引当額	10,093百万円
繰延税金負債との相殺	98,626百万円
繰延税金資産合計	百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	201,239百万円
その他	4,396百万円
繰延税金負債小計	205,636百万円
繰延税金資産との相殺	98,626百万円
繰延税金負債合計	107,010百万円
差引：繰延税金負債の純額	107,010百万円

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。  
なお、当期末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,205,219百万円であります。
  - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
  - (3) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
  - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
  - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。  
「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。  
「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。  
「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
46. 「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

# 第 136 期 損 益 計 算 書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

	科 目	金 額	額
経	常 収 益		558,470
信 資	金 託 運 用 報 酬	73,226	
	貸 出 券 金 利	333,194	
	有 証 借 口 取 用 息 受 入 利 配 分	176,239	
	借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	128,535	
	預 金 取 手 金 引 形 受 入 利 入	5,116	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	180	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	7	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	15,609	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	354	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	7,150	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	97,249	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	837	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	96,412	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	8,311	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	197	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	6,735	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	1,377	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	27,953	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	11,730	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	14,861	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	1,361	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	18,535	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	12,573	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	680	
	債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	5,281	
			423,918
経	資 常 収 益	187,521	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	90,565	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	19,304	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	1,358	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	36,257	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	3,324	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	40	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	15,185	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	1,237	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	4,737	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	15,510	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	39,500	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	385	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	39,115	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	166	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	166	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	16,392	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	16,040	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	352	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	120,959	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	59,378	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	34,289	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	4,820	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	2,932	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	4,544	
	預 讓 金 債 券 借 入 手 金 引 形 受 入 利 入	12,791	
			134,551
経 特	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利	2,273	5,210
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利	436	
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利	2,500	
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利		7,264
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利	321	
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利	6,942	
			132,497
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利		48,046
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利		2,636
	固 債 所 得 税 引 当 期 前 住 民 等 純 利		81,813

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	6,556百万円
役務取引等に係る収益総額	1,568百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2,131百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	11,983百万円
役務取引等に係る費用総額	30,227百万円
その他の取引に係る費用総額	13,697百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 48円89銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 48円89銭

5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

6. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額6,458百万円を含んでおります。

7. 「その他の特別利益」は、株式会社ユーエフジェイホールディングス等UFJグループ3社（現株式会社三菱UFJフィナンシャルグループ等三菱UFJグループ3社）に対する損害賠償請求訴訟の和解解決金であります。

8. 当期において、東京地区拠点ビルの統廃合および共同開発の意思決定により、将来の除却、売却等が意思決定されている建物について、減損損失を4,736百万円計上しております。この他、遊休資産（将来の廃止が既に意思決定されているもの等）に該当する土地建物及びソフトウェア等について、減損損失を2,206百万円計上しております。

グルーピングについては、営業支店単位を基礎とし、本部ビル、事務センター、厚生施設等は共用資産としております。遊休資産等については、将来の廃止（除却、売却等を含む）が既に意思決定されているもの等であり、各資産を各々独立した単位としております。

減損損失の測定には、回収可能価額を使用しており、回収可能性があるものは正味売却価額（主として鑑定評価額）に基づき算定し、回収可能性が認められないものは、帳簿価額を全額減損損失として計上しております。

9. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成しておりません。

10. 関連当事者との重要な取引の内容は以下の通りです。

子会社及び子法人等、関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社及び 子法人等	STB Finance Cayman Ltd.	所 有 直接100%	役員の兼任 金銭貸借 預金取引	資金の借入	135,915	借入金	276,015
				債務保証	135,915	支払承諾 見返	276,015

注 資金の借入はSTB Finance Cayman Ltd.が発行している劣後社債と同等の条件により資金を借り入れたものであり、債務保証は当該社債に対するものであります。

# 第136期株主資本等変動計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
前事業年度末残高	287,283	240,703		240,703	46,580	280,799	327,379	251	855,115	
当事業年度変動額										
新株の発行	233	1,832		1,832					2,066	
剰余金の配当					0	24,256	24,256		24,256	
役員賞与							70	70	70	
当期純利益						81,813	81,813		81,813	
自己株式の取得								145	145	
自己株式の処分			2	2				6	9	
土地再評価差額金の取崩							429	429	429	
海外投資等損失準備金の増加							0	0	0	
株主資本以外の項目の 当事業年度 変動額(純額)										
当事業年度 変動額合計	233	1,832	2	1,835	0	57,916	57,916	138	59,847	
当事業年度末残高	287,517	242,536	2	242,538	46,580	338,715	385,296	389	914,963	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額	評価・換算 差額等合計		
前事業年度末残高	244,674			3,740	240,934	1,096,049
当事業年度変動額						
新株の発行						2,066
剰余金の配当						24,256
役員賞与						70
当期純利益						81,813
自己株式の取得						145
自己株式の処分						9
土地再評価差額金の取崩						429
海外投資等損失準備金の増加						0
株主資本以外の項目の 当事業年度 変動額(純額)	49,749		9,713	427	39,608	39,608
当事業年度 変動額合計	49,749		9,713	427	39,608	99,455
当事業年度末残高	294,424		9,713	4,168	280,542	1,195,505

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式 普通株式	322	115	8	429	注1、2

注 1. 普通株式の株式数の増加115千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の株式数の減少 8 千株は単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	前事業年度末残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
海外投資等損失準備金	0 百万円	0 百万円	0 百万円
別途準備金	191,870 百万円	60,000 百万円	251,870 百万円
繰越利益剰余金	88,929 百万円	2,083 百万円	86,845 百万円

4. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ⑩  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加 奈 子 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友信託銀行株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 5月11日

住友信託銀行株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 河 合 利 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 白 川 芳 樹 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 倉 加 奈 子 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況を実地調査いたしました。さらに、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視し検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会意見書）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月15日

住友信託銀行株式会社	監査役会		
常任監査役(常勤)	田 辺 榮	一	㊟
監 査 役(常勤)	高 村 幸	一	㊟
監 査 役(常勤)	野 口 裕	史	㊟
監 査 役	前 田 庸		㊟
監 査 役	平 尾 光	司	㊟

(注) 監査役高村幸一、監査役前田 庸及び監査役平尾光司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考

第136期末信託財産残高表

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産		金 額	負 債		金 額
貸	出 金	591,989	金 銭 信 託		21,369,242
	証 書 貸 付	347,082	年 金 信 託		6,970,683
	手 形 貸 付	244,907	財 産 形 成 給 付 信 託		8,207
有	価 証 券	10,496,104	貸 付 信 託		685,561
	国 債	4,324,625	投 資 信 託		16,912,419
	地 方 債	294,706	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託		3,020,418
	社 債	1,254,963	有 価 証 券 の 信 託		13,535,165
	株 式	2,469,301	金 銭 債 権 の 信 託		6,740,747
	外 国 証 券	2,151,716	動 産 の 信 託		1,147
	そ の 他 の 証 券	791	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託		146,802
信 受 託	受 益 権	50,601,325	包 括 信 託		7,759,552
金	託 有 価 証 券	399,129	そ の 他 の 信 託		0
	銭 債 権	7,058,417			
	生 命 保 険 債 権	0			
	住 宅 貸 付 債 権	3,255,677			
	そ の 他 の 金 銭 債 権	3,802,740			
有	形 固 定 資 産	3,854,098			
	動 産	1,234			
	不 動 産	3,852,864			
無	形 固 定 資 産	23,865			
	地 上 債 権	11,961			
	不 動 産 の 賃 借 権	11,861			
	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	41			
そ の 他	債 権	2,524,875			
一 口	一	3,800			
銀 行	勘 定 貸 金	1,319,548			
現 金	預 け 金	276,793			
預 け	金	276,793			
合 計		77,149,949	合 計		77,149,949

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
 3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額50,584,936百万円を含んでおります。  
 4. 共同信託他社管理財産 3,458,930百万円  
 5. 元本補てん契約のある信託の貸出金428,943百万円のうち破綻先債権額は - 百万円、延滞債権額は2,688百万円、3カ月以上延滞債権額は - 百万円、貸出条件緩和債権額は16,829百万円、以上合計額は19,517百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	428,943	元 本	903,689
有 価 証 券	14,673	債 権 償 却 準 備 金	1,235
そ の 他	461,846	そ の 他	537
計	905,462	計	905,462

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 有価証券には、貸付信託受益証券 14,624百万円を含んでおります。

貸 付 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金		元 本	694,587
有 価 証 券		特 別 留 保 金	4,136
そ の 他	700,772	そ の 他	2,047
計	700,772	計	700,772

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



第2号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（13名）が任期満了となります。  
つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	高橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	134,000株
2	森田 豊 (昭和18年10月19日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年3月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱 平成10年6月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱 平成11年2月 当社専務取締役 平成11年6月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成14年4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成17年6月 当社取締役社長（現任） (当社における担当) 業務監査部統轄	87,288株
3	幡部 高昭 (昭和23年4月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年4月 当社常務執行役員 平成12年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 当社取締役兼常務執行役員 市場事務部長委嘱 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼副社長執行役員（現任） (当社における担当) 受託事業部門長	65,000株
4	渋谷 正雄 (昭和24年12月10日生)	昭和47年4月 当社入社 平成12年6月 当社執行役員 不動産営業部長 兼不動産投資顧問部長委嘱 平成13年6月 当社執行役員 不動産営業部長委嘱 平成14年4月 当社常務執行役員 平成14年6月 当社取締役兼常務執行役員 不動産業務部長委嘱 平成14年10月 当社取締役兼常務執行役員 平成16年6月 当社取締役兼専務執行役員（現任） (当社における担当) 不動産事業部門長	39,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
5	井上政清 (昭和26年7月22日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社執行役員 東京営業第四部長委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社常務執行役員 東京営業第六部長委嘱 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 東京営業第六部長委嘱 平成18年9月 当社取締役兼専務執行役員(現任) (当社における担当) 顧客グループ統轄役員兼顧客グループ・ホールセール部門副部門長	22,315株
6	向原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 当社執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 顧客グループ・ホールセール部門長兼顧客グループ営業店部業推役員	31,157株
7	鈴木 優 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成15年6月 当社監査役(常勤) 平成17年6月 当社監査役退任 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 業務部統轄 顧客グループ営業店部業推役員	18,000株
8	奥野博章 (昭和28年1月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年2月 当社公的資金運用部長 平成12年2月 当社法人業務部長 平成14年10月 当社法人業務第一部長 平成15年6月 当社業務管理部長 平成15年6月 当社執行役員 業務管理部長委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員 業務管理部長委嘱 平成18年8月 当社常務執行役員(現任) (当社における担当) 業務管理部、システム推進部統轄 顧客グループ・リテール部門副部門長兼顧客グループ営業店部業推役員	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
9	安藤友章 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 名古屋地区統括支配人 兼名古屋支店長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) マーケット資金事業部門長兼顧客グループ・ホールセール 部門副部門長兼顧客グループ営業店部業推役員	12,000株
10	常陰均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 企画部統轄 顧客グループ営業店部業推役員	15,000株
11	草川修一 (昭和29年12月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成18年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任) (当社における担当) 人事部、リスク統括部、調査部統轄	17,639株
12	筒井澄和 (昭和31年11月11日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年6月 当社総合資金部長 平成17年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人 兼マーケット資金事業部門経営管理ユニット長 兼同財務ユニット長 兼同開発投資ユニット長委嘱 平成19年6月 当社執行役員 本店支配人兼マーケット資金 事業部門経営管理ユニット長(現任)	15,000株
13	荒木二郎 (昭和25年2月24日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 神戸支店長委嘱 平成12年2月 当社執行役員 東京営業第一部長委嘱 平成13年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成13年6月 当社常務執行役員 平成15年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成16年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員退任 平成18年6月 住信リース株式会社 代表取締役社長(現任) (他の法人等の代表状況) 住信リース株式会社 代表取締役社長	60,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役前田 庸氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、前田 庸氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
前田 庸 (昭和6年11月18日生)	昭和47年4月 学習院大学法学部教授 平成13年11月 株式会社東京証券取引所社外取締役(現任) 平成14年4月 学習院大学名誉教授(現任) 平成15年5月 社団法人東京銀行協会監事(現任) 平成15年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 前田 庸氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 前田 庸氏は、会社法、手形小切手法を専門分野とし、永く法務省法制審議会委員、同会社法部会長等を務め、近年の商法改正にも関与、貢献するなど、わが国を代表する法律学者の一人であります。その職業、経歴等に鑑みて、当社の監査役としてその職務を尽くすにふさわしく、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本總會終結の時をもって4年となります。
4. 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期の業績などを勘案し、当期末時点の取締役13名に対して総額85百万円を役員賞与として支給させていただきたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

# 株主総会会場ご案内図

住友ビルディング11階会議室  
(所在地：大阪府中央区北浜四丁目5番33号)



地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車4号出口より西へ徒歩約3分

地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車2号または5A号出口より東へ徒歩約4分

京阪電鉄淀屋橋駅下車4号出口より西へ徒歩約3分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。

